

平成 2 2 年第 5 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日 (火曜日) 午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
(議会運営委員長報告・質疑)
- 日程第 3 同意第 6 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 報告第 2 5 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 5 報告第 2 6 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 6 報告第 2 7 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 7 報告第 2 8 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 8 議案第 7 6 号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 9 議案第 7 5 号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 1 0 議案第 7 7 号 那須塩原市保育園条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 1 1 議案第 6 7 号 平成 2 2 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 3 号)
(提案説明)
- 日程第 1 2 議案第 6 8 号 平成 2 2 年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案説明)
- 日程第 1 3 議案第 6 9 号 平成 2 2 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案説明)
- 日程第 1 4 議案第 7 0 号 平成 2 2 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案説明)
- 日程第 1 5 議案第 7 1 号 平成 2 2 年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(提案説明)

日程第16 議案第72号 平成22年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

(提案説明)

日程第17 議案第73号 平成22年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第2号)

(提案説明)

日程第18 議案第74号 平成22年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第1号)

(提案説明)

日程第19 議案第78号 那須地区広域行政事務組合理約の変更について

(提案説明)

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	君島寛君
副市長	松下昇君	教育長	井上敏和君
企画部長	石川健君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	佐藤行雄君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	室井忠雄君
福祉事務所長	長山治美君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	玉木宇志君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長 西那須野 支所長	荒	川	正	君
農業委員会 事務局長	人	見		順	君		鈴	木	健	司
塩原支所長	臼	井		淨	君					

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	斉	藤		誠	議事課長	斎	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美	議事調査係	小	平	裕	二
議事調査係	人	見	栄	作	議事調査係	佐	藤	吉	将

開会 午前10時03分

開会及び開議の宣告

議長（君島一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日招集になりました平成22年第5回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出として17件の議案が提出されることになっております。議員各位には慎重に審議を尽くされ、また議会運営につきましても特段のご協力をお願い申し上げまして、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

ただいまから、平成22年第5回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（君島一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員に、

20番 平山啓子君

21番 木下幸英君

を指名いたします。

市長あいさつ

議長（君島一郎君） 市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） おはようございます。

今日は、平成22年第5回那須塩原市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

歲月人を待たずというように、月日のたつのは早いもので、今年も余すところ一月余りとなりました。

平成22年は、那須塩原市にとりまして合併5周年という節目の年でありました。振り返りますれば、1月のオペラ「那須野巻狩り」公演に始まり、4月の「開こん記念祭」、6月の「大恐竜展」、7月の「西那須野ふれあい祭り」、8月の「道の駅イベント」、9月の創作劇「那須野の大地」公演、10月の「西那須野産業文化祭・畜産フェア」及び「那須野巻狩りまつり」、そして11月の「合併5周年記念式典」及び「産業振興大会」など、各種の記念事業を挙行し、成功裏に終了することができました。

この間、議員各位を初め、関係団体並びに市民の皆さんには、各種事業にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。この席をおかりいたしまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

合併して5年という歳月を経て、新生「那須塩原市」としての一体感が着実に醸成されてきているものと確信をいたしております。

さて、我が国の経済状況は、激動する国際情勢や円高デフレによる株安等により、企業業績は低迷をし、雇用環境も冷え込むなど、依然として厳しい状態が続いております。新成長戦略に基づく

経済対策、円高などに対する景気支援対策、求職者に対する就労支援対策等を盛り込んだ国の第1次補正予算が11月26日に成立をいたしましたので、今後、必要に応じ、本市の補正予算の対応を適宜、適切に実施してまいりたいと考えております。

このような中、今回の12月市議会定例会に提案を申し上げます案件につきましては、人権擁護委員の候補者の推薦が1件、平成22年度の補正予算案件が8件、条例の一部改正の案件が3件、一部事務組合規約の変更の案件が1件、専決処分の報告4件の、合わせて17件であります。

これらの内容につきましては、この後の提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上、いずれも重要な案件となりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（君島一郎君） 市長のあいさつが終わりました。

会期の決定

議長（君島一郎君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

26番、相馬義一君。

〔議会運営委員長 相馬義一君登壇〕

議会運営委員長（相馬義一君） おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去

る11月24日午前10時より第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期については、本日11月30日より12月17日までの18日間といたします。会期内の日程の詳細については、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出案件として、人事案件1件、補正予算案件8件、条例案件3件、その他の案件1件、報告案件4件の計17件であります。

議案の取り扱いについてであります。同意第6号及び議案第76号の2件については即決扱いといたします。即決案件2件と報告案件4件を除く11件については、関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

議案に対する質疑は、先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき1人3回まで、時間は15分以内で、連続して行うことといたします。

討論は、先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき、賛成、反対それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

会派代表質問は、先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき、項目ごとに一問一答方式とし、質問時間は1会派50分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。質問通告会派は2会派であり、日程上、12月3日に行うことといたします。

市政一般質問は、先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき、項目ごとに一問一答方式とし、質問時間は1人40分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。質問通告者は13名であり、日程上、12月6日に4名、7日に4名、8日に5名の3日間といたします。

最後に、請願・陳情について申し上げます。

新規に受理した陳情が4件ございますが、これは、配付された請願・陳情等文書表のとおり関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

以上が、議会運営委員会における審議の結果であります。議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長長の報告のとおり、本日から12月17日までの18日間とし、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長長の報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間と決しました。

また、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりといたします。

お諮りします。

本定例会における議案上程の際、議案朗読は省略いたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議ありませんので、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。

同意第6号の上程、説明、質疑、
討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第3、同意第6号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 同意第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1ページでございます。

本案は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、本市における人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

今回、委員13名のうち1名の委員が平成23年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き笹沼敏孝氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

笹沼氏は、平成20年4月1日に人権擁護委員として委嘱され、現在活躍中の方であり、知識、経験ともに豊富で、人望も厚く、人権擁護委員としてふさわしい方ですので、候補者として推薦するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終
結いたします。

これより採決いたします。

同意第6号については、原案のとおり同意する
ことで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

報告第25号～報告第28号の

上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第4、報告第25号 専決処分の報告につい
てから日程第7、報告第28号 専決処分の報告に
ついてまでの4件を一括議題といたしたいと思
いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、報告第25号から報告第28号までの4件
を一括議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 報告第25号から報告第28
号の4件につきましては、地方自治法第180条第

1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解
について専決処分いたしましたので、一括してご
報告を申し上げるものであります。

まず、報告第25号につきまして申し上げます。

議案書25ページから26ページとなります。議案
資料はございません。

本件は、平成22年7月30日、那須塩原市太夫塚
地内の市道太夫塚228号線において発生した事故
に関し、相手方車両の損傷について損害賠償の額
を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手方車両が市道
を走行していたところ、道路上の冠水により、前
部バンパー及び左右前輪のタイヤを破損したも
のであります。

物損事故に関する相手方の損害額は26万226円
で、両者協議の結果、市側70%、相手側30%の過
失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償
金18万2,158円を支払い、今後この件に関し、異
議の申し立て、訴訟等一切しないことで和解いた
しました。

次に、報告第26号につきまして申し上げます。

議案書は、27から28ページとなります。議案資
料はございません。

本件は、平成22年6月21日、那須塩原市東小屋
地内において発生した事故に関し、相手方車両の
損傷について損害賠償の額を決定し、和解したも
のであります。

事故の状況につきましては、赤信号の交差点に
市有車両が減速しながら接近していたところ、市
有車両を運転した職員の不注意により、前方に停
止していた相手方車両に追突したものであります。

物損事故に関する相手方の損害額は16万7,706
円で、両者協議の結果、市側100%の過失割合で
示談が成立し、このうち修理費として12万7,806
円を相手方指定の修理先に、代車代として3万

9,900円を相手方指定のレンタカー業者にそれぞれ支払い、今後この件に関し、異議の申し立て、訴訟等一切しないことで和解いたしました。

次に、報告第27号につきまして申し上げます。

議案書29から30ページとなります。議案資料はございません。

本件は、平成22年4月6日、那須塩原市千本松地内の国道400号線において発生した事故に関し、相手方運転手のけがについて損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、市有車両を運転した市職員の不注意により、赤信号で停止していた相手方車両に追突したものであります。

人身事故に関する相手方への損害賠償額を22万4,075円とし、両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、このうち治療費として2万3,471円を国際医療福祉大学病院に、8万1,513円を北整形外科内科にそれぞれ支払い、残額11万9,091円を相手方に支払い、今後この件に関し、異議の申し立て、訴訟等一切しないことで和解いたしました。

最後に、報告第28号につきまして申し上げます。

議案書31ページから32ページとなります。議案資料はございません。

本件は、報告第26号で申し上げました事故と同一の事故における相手方運転手のけがについて損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

人身事故に関する相手方への損害賠償額を11万3,908円とし、このうち治療費として5万3,556円を福島整形外科病院に支払い、薬剤費として9,352円をりんどう薬局に支払い、残額5万1,000円を相手方に支払い、今後この件に関し、異議の申し立て、訴訟等一切しないことで和解いたしました。

以上4件につきましてご報告申し上げます。

議長（君島一郎君） 報告説明が終わりました。

議案第76号の上程、説明、質

疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第8、議案第76号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 議案第76号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は12ページから22ページ、議案資料は15ページから34ページとなります。

本案は、平成22年の人事院勧告を受け、その実施のために、那須塩原市職員の給与に関する条例、那須塩原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例、那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の6本の条例の一部を改正することについて、一括して1本の改正条例として提案するものでございます。

第1条及び第2条は、職員の給与に関する条例の一部改正で、第1条は、主に、ことしの12月期の期末手当支給率の0.15月の引き下げ、勤勉手当支給率の0.05月の引き下げ、給料表の平均0.1%の減額改定、さらに、55歳を超え6級以上の職員の給料、期末・勤勉手当支給額を1.5%減額する規定を設けるものであります。

第2条は、平成23年度における期末・勤勉手当の支給率について、年間の支給率は変更せずに、

6月期と12月期の支給割合を改正するものであります。

第3条は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正で、現給保障の基礎額を0.17%減ずるための改正を行います。

第4条及び第5条は、長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第4条は、ことしの12月期の期末手当支給率を0.15月引き下げるもので、第5条は、平成23年度以降の期末手当の支給率について、年間の支給率は改定せず、6月期と12月期の支給割合を改正するものであります。

第6条及び第7条は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、議会の要請を受け、長等の給与及び旅費に関する条例と同様に期末手当の支給率を改正するものであります。

このほかに、55歳を超える6級以上の職員の給料、期末・勤勉手当の支給額を1.5%減額する規定を設ける関係で、当該規定を実施するために必要な読みかえ規定を、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例に設けるための改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について、質疑を許します。

10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 10番、高久です。

全協のときにいただいた資料の中で、中盤から終盤にかけて、給与改定に伴う影響額として6,921万1,000円と、こう資料に出ています。これらについて、市は、今回の給与の引き下げ改定が職員の生活に及ぼす影響と、市内の経済に対する影響についてどのように分析しているか、そこを聞かせていただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 今回の人事院勧告についての考え方ということでございますが、議員もご案内のように、我々公務員というのは、労働基本権の中で団体交渉権とか、いわゆる労使で給与を決めていくということは認められておりません。そのために、人事院を持っているところについては人事院からの勧告という形になりますが、県内の市町の中では、そういった人事院を設けているところがありませんので、人事院勧告を基準にしてやっていくというようなところでございます。

全協のときにも申し上げましたように、ことしの8月に人事院のほうからその内容が出されました。内容を見ますと、民間企業と公務員との差というものが、人事院のほうからですと、企業規模として50人以上かつ事業所の規模が50人以上というようなところで、全国約1万1,100事業所、これの給与実態を調査したというところでございます。

この実態調査の結果、民間企業と公務員の給与の差が757円というふうなことで、0.19%、公務員のほうが高いというふうなことです。特に、若い人ではなく、若い人以外に55歳以上の職員については高いというふうなことが勧告されたわけでございます。

本市といたしましては、そういう意味で、民間との給与の差というものを考えたときに、この人事院勧告を批准していくというふうな考え方で進めているというふうなところでございます。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

10番、高久好一君。

10番（高久好一君） おはようございます。

10番、高久好一です。

議案第76号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正に反対する立場から討論を行います。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、国家公務員の給料とボーナスの大幅な引き下げに準じて、市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。条例改正の主なものは、民間ボーナスに当たる職員の期末・勤勉手当を今年度から0.2カ月分カットし、給与を4月にさかのぼって職員平均0.1%を引き下げるものです。

しかしこれは、一たん払った給与を返せというようなことにほかならず、職員の暮らしに大きなダメージを与えるのは明らかです。こうした給与カットのやり方は、認めることはできません。

若年層は据え置き、中高年齢層は0.1%または0.2%を引き下げます。市長、副市長ら特別職の期末手当も、現行の3.1カ月を0.15カ月削減し2.95カ月にし、市議も0.15カ月分削減します。

ここで見過ごすことができないのは、55歳を超え、6級以上の職員に対する1.5%の削減です。当分の間としていますが、出向や早期退職などが横行している民間との雇用のあり方の違いを無視したやり方であり、機械的な比較によるこうした調整は、極めて乱暴、粗雑なやり方だと言わなければなりません。

市全体での合計額は、6,221万1,000円の削減を行うものとしています。こうした県や他の自治体などの広範な給与の削減は、減収の押しつけにとどまらず、民間企業の従業員の給与の引き下げにもつながり、地域の景気後退に深刻な影響と給与

引き下げ競争の悪循環をもたらします。

2002年に小泉内閣が打ち出した総人件費抑制政策が、本来中立であるべき人事院にも押しつけられ、財界や大企業が意図的につくり出した官民格差に、民間準拠の名のもとに、公務員労働者の給与の引き下げを迫るものであり、景気回復を求め多くの国民の声にこたえようとしない人事院勧告は、労働基本制約の代償措置の役割を投げ捨てるものであることを厳しく指摘しておかなければなりません。

こうした大規模な給与削減は、職員の生活だけにとどまらず、地域経済にも、少なくない影響を与えます。日本社会も、那須塩原市の地域経済も、長引く不況から抜け出せていません。給与が下がり経済が冷え込むと、物が売れず、商品の値段を下げ続けるようになります。そのコスト削減のためにまた人件費を引き下げます。この結果、さらに消費が冷え込んでいきます。このデフレスパイラルが長い間続いています。ここから脱出する道は、消費者の懐を直接暖め、物が売れるようにすることです。雇用を非正規から正規に切りかえるなどして家計の所得をふやす、大企業と高額所得者には応分の税負担で社会的責任を果たしてもらうという税制が求められています。それができれば、製造業も生産を伸ばし、商業も活発になり、景気全体が上向き、民間給与も引き上げる条件が開かれます。

ところが、今回の市職員の給与削減は、それらに逆行し、デフレを加速させるものになります。地域経済をますます冷え込ませ、民間給与をさらに落ち込ませる要因にもなります。民間と公務員が給与の引き下げ競争をするようなこうした悪循環は、一刻も早く断ち切るべきです。地域経済を活性化させ、民間給与も引き上げられるようにすべきです。

以上、条例案に反対する理由について、職員の給与への影響と地域経済への影響と2つの理由を上げてきました。市当局も、給与改定に伴う影響額として合計額を6,921万と示していることから、同じ認識に立っているのではないのでしょうか。

昨年の11月27日の臨時議会に続き、ことしも行おうとしている給与削減は、当然、やるべきではありません。市は、職員の生活と権利を守る立場に立って、暮らしや子育てに必要な給与水準になっているかなどを自主的に判断する必要があります。そのことを厳しく指摘して、議案第76号に反対する討論を終わります。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第76号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第75号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第9、議案第75号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 議案第75号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は10ページから11ページ、議案資料は13から14ページとなります。

本案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中、選挙の執行に係る非常勤特別職の報酬の規定の一部を改正するものであります。

選挙の執行において、選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人の報酬については、開票終了時刻が午前零時を過ぎた場合であっても、1日分のみの日額報酬を払っております。

これまで、条例においてその旨を規定しておりませんでしたので、条例を整備し、あわせて報酬額の根拠となる法律名を明記する改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第77号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第10、議案第77号 那須塩原市保育園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第77号 那須塩原市保育園条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は23ページ、議案資料は35ページとなります。

本案につきましては、保育園の民営化に伴い、平成23年3月31日をもって、那須塩原市立ゆたか保育園を廃止することから、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第67号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第11、議案第67号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 議案第67号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料2から4ページであります。

今回の補正は、平成22年人事院勧告及び職員の人事異動等に伴う人件費の過不足の調整や、国・県補助事業の変更、決定等に伴う対応のほか、本年度予算編成のキーワードである「市民生活の優先度」事業として、施設修繕等の追加を行うものであります。

それらの主な内容について申し上げます。

まず歳入では、国・県補助事業の変更、決定等に伴い、14款国庫支出金に3億224万5,000円を、15款県支出金に1億976万7,000円をそれぞれ追加いたします。

また、20款諸収入に衛生費雑入として資源物等売払550万円など、6,275万9,000円を追加し、21

款市債では、社会資本整備総合交付金事業や道整備交付金事業等についての合併特例債1億5,610万円を追加いたします。

一方の歳出では、2款総務費において、人件費の調整に伴う職員の給与の増加があるものの、地上デジタル放送難視対策手法の変更による地域情報化推進補助金6,385万1,000円の減により、差し引き930万6,000円を減額します。

3款民生費では、障害者自立支援法による障害者福祉サービス費2億3,000万円及び生活保護費1億5,000万円の増額などにより、4億6,297万8,000円を追加いたします。

また、8款土木費では、社会資本整備総合交付金事業や道整備交付金事業のほか、市民生活の安心安全の確保に優先的に取り組むための道路の修繕経費など2億1,950万6,000円を追加いたします。

さらに、10款教育費においても、青木サッカー場整備のための追加経費のほか、学校施設や体育施設などの安心安全の確保に取り組むための施設修繕経費の増額などにより、4,302万8,000円を追加いたします。

このほか、14款予備費では、歳入との調整により1億3,370万8,000円を減額いたします。

なお、本年度予算編成のキーワードである「市民生活の優先度」事業として、市民生活の安心安全の確保に優先的に取り組むための施設や道路などの修繕に要する費用につきましては、全体で26件、4,113万5,000円を予定しております。

これらにより、歳入歳出それぞれ6億3,087万1,000円を追加し、平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を397億6,136万円とするものです。

また、今回の補正で、農業災害条例対象資金等利子補給など3件の債務負担行為を設定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

発言の訂正

議長（君島一郎君） 市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 大変失礼をいたしました。

訂正をお願いいたします。

20款諸収入、衛生費雑入として資源物等売払金5,500万と申し上げるべきところを550万と申し上げたようでございます。訂正をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第68号～議案第73号の

上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第12、議案第68号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第17、議案第73号 平成22年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第73号までの6件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第68号から議案第73号までの6件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

これら特別会計における今回の補正は、平成22年人事院勧告及び職員の人事異動等に伴う人件費の調整のほか、過不足が見込まれる事業費の整理を行うものです。

順次、補正の概要につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第68号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から申し上げます。

議案書は3ページ、議案資料は5ページから6ページとなります。

今回の補正は、人件費の過不足調整のほか、前期高齢者交付金の確定に伴う補正及び保険給付費など不足が見込まれるものを補てんするものです。

歳入では、3款国庫支出金に、出産育児一時金の増額分10万円を、5款前期高齢者交付金に、確定による平成22年度分交付金として9,981万3,000円をそれぞれ追加します。

9款繰入金は、一般会計からの繰入金として短期保険証有効期間の短縮に伴う郵送料や保険証の印刷変更に必要な費用などを追加する一方、人件費の過不足調整による減で、差し引き1,819万5,000円を減額します。

一方の歳出では、1款総務費に短期保険証有効期間の短縮に伴う交付回数増による郵送など159万2,000円、保険証への臓器提供意思表示欄記載に伴う様式変更による印刷費など167万2,000円、国保運営協議会の委員報酬22万2,000円をそれぞれ追加するほか、人件費の過不足調整により職員給与費2,301万5,000円を減額することで、差し引き1,952万9,000円を減額します。

2款保険給付費は、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費保険給付費など保険給付費の不足が見込まれることから、9,524万7,000円を追加します。

11款諸支出金は、年金型生命保険の所得税二重課税による還付金及び還付加算金として600万円を追加します。

これらにより、歳入歳出それぞれ8,171万8,000円を追加し、補正後の予算総額を125億272万8,000円とするものであります。

次に、議案第69号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

議案書は4ページ、議案資料は7ページとなります。

今回の補正は、人件費の過不足調整のほか、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴い行うものであります。

歳入では、2款繰入金に、一般会計からの繰入金として、職員給与費の不足分及び後期高齢者医療広域連合納付金の精算分1,690万円を追加します。

また、歳出では、1款総務費に職員給与費として202万5,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金に1,487万5,000円をそれぞれ追加します。

これらにより、歳入歳出それぞれ1,690万円を追加し、補正後の予算総額を8億42万3,000円とするものであります。

次に、議案第70号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

議案書は5ページ、議案資料は8ページとなります。

今回の補正は、人件費の過不足調整を行うものであります。

歳入では、7款繰入金において、一般会計からの繰入金598万1,000円を減額し、歳出では、1款総務費において、職員給与費598万1,000円を減額します。

これらにより、補正後の予算総額を57億3,930万5,000円とするものであります。

次に、議案第71号 平成22年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

議案書は6ページ、議案資料は9ページとなります。

今回の補正は、人件費の過不足調整のほか、汚水管渠修繕業務委託の追加及び特定環境保全公共下水道の公共汚水樹設置工事の基数増による予算措置を行うものであります。

歳入では、汚水管渠修繕業務委託の財源として、4款繰入金に一般会計からの繰入金538万3,000円を、また、公共汚水樹設置工事費の財源として、7款市債に120万円をそれぞれ追加します。

歳出では、1款下水道管理費において、管渠管理費として、塩原処理区の不明水対策のための汚水管渠修繕業務委託料1,420万円を増額する一方、職員給与費881万7,000円を減額することで、差し引き538万3,000円を追加します。

2款下水道建設費の特定環境保全公共下水道建設事業では、当初予算計上数を超える公共汚水樹の設置要望がなされていることを踏まえ、基数増分の工事請負費として120万円を追加します。

これらにより、歳入歳出それぞれ658万3,000円を追加し、補正後の予算総額を30億791万3,000円とするものであります。

次に、議案第72号 平成22年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

議案書は7ページ、議案資料は10ページとなります。

今回の補正は、人件費の過不足調整を行うものであります。

歳入では、3款繰入金において、一般会計から

の繰入金152万9,000円を追加し、歳出では、1款管理費において、職員給与費を152万9,000円追加します。

これらにより、歳入歳出それぞれ152万9,000円を追加し、補正後の予算総額を9,758万円とするものであります。

最後に、議案第73号 平成22年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第2号)につきまして申し上げます。

議案書は8ページ、議案資料は11ページとなります。

今回の補正は、人件費の過不足調整のほか、消費税還付金確定に伴う歳入予算の財源調整を行うものであります。

歳入では、6款諸収入に消費税及び地方消費税の還付金191万3,000円を追加し、7款市債で150万円減額します。

また、歳出では、1款温泉事業管理費に職員の人件費調整分として41万3,000円を追加します。

これらにより、歳入歳出それぞれ41万3,000円を追加し、補正後の予算総額を2億1,481万円とするものであります。

以上6件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(君島一郎君) 説明が終わりました。

議案第74号の上程、説明

議長(君島一郎君) 次に、日程第18、議案第74号 平成22年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長(栗川 仁君) 議案第74号 平成22年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第1号)について、提案のご説明を申し上げます。

議案書9ページ、議案資料12ページであります。

今回の補正は、平成22年人事院勧告及び職員の人事異動等に伴う人件費の過不足の調整を行うものであります。

まず、収益的支出におきまして、第1項営業費用で職員25人の人件費の調整により175万4,000円を追加し、補正後の予算額を23億2,696万8,000円とします。

次に、資本的支出において、第1項建設改良費で職員9人の人件費の調整により311万5,000円を追加し、補正後の予算額を21億7,444万6,000円とします。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については、損益勘定留保資金等で補てんをします。

また、これらの補正予算のほか、本年度で契約が満了する上下水道事業料金関係事務業務委託につきましては、今後の事業実施を踏まえまして債務負担行為を設定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(君島一郎君) 説明が終わりました。

議案第78号の上程、説明

議長(君島一郎君) 次に、日程第19、議案第78号 那須地区広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長(君島 寛君) 議案第78号 那須地区広

域行政事務組合同規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

議案書24ページ、議案資料は36ページとなります。

視聴覚ライブラリー事業につきましては、那須地区視聴覚ライブラリー協議会が平成11年3月31日をもって廃止されたことに伴い、同年4月1日から那須地区広域行政事務組合の共同処理する事務として対応しておりますが、近年の情報化社会の急速な発展の中で、視聴覚教材・機材の多様化・大衆化やライフスタイルの変化などに伴い、ライブラリー利用者は年々減少傾向にあります。

このため、組合の教育委員会等で検討した結果、所期の目的は達成したとの結論に達したため、視聴覚ライブラリーを廃止するものであります。

このことに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、那須地区広域行政事務組合同規約の変更を協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時58分